

別 冊

平 成 22 年 度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

監 第 28 号
平成 23 年 9 月 1 日

大阪市長 平松邦夫様

大阪市監査委員	前田修身
同	床田正勝
同	高橋敏朗
同	高瀬桂子

平成 22 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

平成 22 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

	頁
第1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2
1 意 見	2
2 健全化判断比率の分析等	3
(1) 実質赤字比率について	3
(2) 連結実質赤字比率について	4
(3) 実質公債費比率について	5
(4) 将来負担比率について	6
3 資金不足比率の分析等	9

凡 例

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示し、原則として単位未満を四捨五入している。
- 2 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。

(別 紙)

平成 22 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

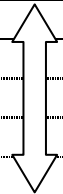
第 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）等の規定に基づき、市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされている。これらの規定に基づき、監査委員として、健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査のうえ、市長に対して「健全化判断比率等審査意見」を提出するものである。

第 2 審査の対象

次表各会計等の平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

(健全化判断比率等の対象)

区分			実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
地方公共団体	一	一般会計					
	般	土地先行取得事業会計					
特別会計	母子寡婦福祉貸付資金会計						
	心身障害者扶養共済事業会計						
	公債費会計						
	駐車場事業会計						
公営事業 会 計	有料道路事業会計						
	国民健康保険事業会計						
	老人保健医療事業会計						
	介護保険事業会計						
	後期高齢者医療事業会計						
	公 営 企 業 会 計	法 適 用	自動車運送事業会計				
高速鉄道事業会計							
水道事業会計							
工業用水道事業会計							
市民病院事業会計							
中央卸売市場事業会計							
港営事業会計							
下水道事業会計							
法 非 適 用		食肉市場事業会計					
		市街地再開発事業会計					
一部事務組合・広域連合							
地方公社・第三セクター等							

第3 審査の方法

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数については、平成 22 年度各会計決算審査と併行して審査した。また、その算定状況について関係所管局長から聴取した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査意見及び健全化判断比率等の分析等は次のとおりである。

1 意 見

次表のとおり健全化判断比率4指標については、早期健全化基準を下回っているが、平成 23 年 2 月の「中期的な財政収支概算」では、平成 30 年度の累積収支不足が前回公表時の約 2,700 億円から約 1,200 億円に減少し大幅に改善しているものの、依然、厳しい財政状況が見込まれている。見込まれる収支不足額の解消を図るため、収支改善の取組を進めているところであるが、土地信託事業や特定調停団体等の財務リスクを考慮すれば、財政収支の見通しはより一層厳しさを増すと考えられることから、全市を挙げて、厳正な予算執行に努めることはもとより、財政の再建に向けた取組が急務となっている。

資金不足比率については、市民病院事業会計において平成 21 年度 7.3%であったが、平成 22 年度は解消されている。中央卸売市場事業会計においては平成 20 年度に経営健全化基準を上回ったため、平成 21 年度に経営健全化計画を策定し経営健全化を図っているところであり、平成 22 年度は 146.7%と計画値 164.4%よりも改善されているが、引き続き当該計画に基づき経営健全化を着実に達成されたい。

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断 比 率	(-) —	(-) —	(10.4) 10.2	(238.7) 220.6
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生 基 準	20.00	35.00	35.0	—

(注) 1 () 内は前年度比率を、実質赤字額又は連結実質赤字額が発生していない場合は「—」を記載している。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成 20 年度決算及び平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%とする経過措置が設けられており、平成 23 年度決算以降は 30%となる。

平成 22 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
自動車運送事業会計	— (—)
高速鉄道事業会計	— (—)
水道事業会計	— (—)
工業用水道事業会計	— (—)
市民病院事業会計	— (7.3)
中央卸売市場事業会計	146.7 (178.8)
港 営 事 業 会 計	— (—)
下水道事業会計	— (—)
食肉市場事業会計	— (—)
市街地再開発事業会計	— (—)
経 営 健 全 化 基 準	20.0

(注) () 内は前年度比率を、資金不足額がない場合は「—」を記載している。

2 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、当年度の一般会計等の実質収支は 408,358 千円の黒字となっており、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていない。

審査にあたっては、実質収支額が会計間の重複を控除したうえで正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\text{(実質赤字比率)} \text{ [—]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \text{ [—]}}{\text{(標準財政規模)} \text{ 742, 189, 594 千円}}$$

○標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等 604, 119, 023 千円に普通交付税等 46, 985, 122 千円及び臨時財政対策債発行可能額 91, 085, 449 千円を加えたもので、742, 189, 594 千円となっている。

(一般会計等実質収支額及び実質赤字比率)

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 21 年度	差引増△減
歳入総額(純計) ①	2, 169, 043, 839	2, 231, 390, 791	△62, 346, 952
歳出総額(純計) ②	2, 167, 635, 490	2, 229, 506, 376	△61, 870, 886
歳入歳出差引額 ③=①-②	1, 408, 349	1, 884, 415	△476, 066
翌年度に繰り越すべき財源 ④	999, 991	1, 495, 023	△495, 032
一般会計等実質収支額 ③-④	408, 358	389, 392	18, 966
標準財政規模	742, 189, 594	725, 933, 427	16, 256, 167
実質赤字比率	—	—	—

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、当年度の連結実質収支額は62,864,525千円の黒字となっており、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていない。

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営企業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\begin{array}{l} \text{(連結実質赤字比率)} \text{ [—]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [—]}}{\text{(標準財政規模)} 742,189,594 \text{ 千円}} \end{array}$$

(連結実質収支額及び連結実質赤字比率)

(単位：千円)

会 計 名			平成 22 年度	平成 21 年度	差引増△減	
一般会計等				408, 358	389, 392	18, 966
一般会計等以外 の特別会計 のうち公営企 業に係る特別 会計以外の会 計	駐車場事業会計		実 質 収 支 額	48, 186	0	48, 186
	有料道路事業会計			20, 708	0	20, 708
	国民健康保険事業会計			△25, 198, 016	△36, 632, 080	11, 434, 064
	老人保健医療事業会計			36, 121	72, 413	△36, 292
	介護保険事業会計			436, 303	481, 949	△45, 646
	後期高齢者医療事業会計			884, 939	331, 105	553, 834
公 営 企 業 会 計	法適用 企 業	自動車運送事業会計	資 金 不 足 ・ 剰 余 額	577, 118	1, 192, 944	△615, 826
		高速鉄道事業会計		45, 007, 034	40, 729, 345	4, 277, 689
		水道事業会計		29, 398, 905	32, 121, 204	△2, 722, 299
		工業用水道事業会計		4, 071, 497	3, 686, 125	385, 372
		市民病院事業会計		899, 810	△2, 413, 850	3, 313, 660
		中央卸売市場事業会計		△9, 217, 763	△11, 308, 958	2, 091, 195
		下水道事業会計		15, 491, 325	15, 198, 131	293, 194
		港営事業会計		0	0	0
	法非適用 企 業	食肉市場事業会計		0	0	0
		市街地再開発事業会計		0	0	0
合 計（連結実質収支額）			62, 864, 525	43, 847, 720	19, 016, 805	
標準財政規模			742, 189, 594	725, 933, 427	16, 256, 167	
連結実質赤字比率			—	—	—	

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の前3年度の平均値であり、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の3か年の比率を平均した結果、10.2%となり、早期健全化基準(25.0%)及び財政再生基準(35.0%)を下回っている。

審査にあたっては、準元利償還金が正確に計上されているか、地方債償還額に充当した都市計画税等の特定財源が正確に計上されているか、また、基準財政需要額に算入された公債費が正確に計上されているかを主眼として実施した。

(実質公債費比率)

実質公債費比率	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	10.7%	9.7%	10.8%	10.3%
平成21年度実質公債費比率 (3か年平均)	10.4%			
平成22年度実質公債費比率 (3か年平均)		10.2%		

平成22年度単年度の実質公債費比率は次の算式のとおり算定されている。

		(113,044,335千円+135,312,000千円)	(68,925,607千円+114,605,946千円)
平成22年度	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)	—	(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
(実質公債費比率) =			
10.3%	(標準財政規模)	—	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	742,189,594千円		114,605,946千円
○地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。 ○準元利償還金は、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。 ○特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。 ○元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。			

(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、当年度は220.6%となり、前年度（238.7%）と同様に早期健全化基準（400.0%）を下回っている。

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額については、既に地方公共団体の支出の原因となる行為の履行が完了し、支出額が確定しているものとなっているか、公営企業債等繰入見込額については、一般会計等負担額が正確に計上されているか、設立法人の負債額等負担見込額については、損失補償債務の算入率が財務状況に応じ適正に選択されているか、また、都市計画税等充当可能特定歳入が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\begin{array}{rcl}
 & 4,094,303,146 \text{ 千円} & 2,709,509,089 \text{ 千円} \\
 & \text{（将来負担額）} & \text{—} \quad \text{（充当可能財源等）} \\
 \text{（将来負担比率） } 220.6\% = & \frac{\quad}{\quad} & \\
 & \text{（標準財政規模）} & \text{—} \quad \text{（元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額）} \\
 & 742,189,594 \text{ 千円} & 114,605,946 \text{ 千円}
 \end{array}$$

(将来負担比率)

項 目	平成 22 年度	平成 21 年度	差引増△減
将来負担比率	220.6%	238.7%	△18.1%

充当可能財源等及び将来負担額の内訳は次のとおりである。

(充当可能財源等内訳)

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 21 年度	差引増△減
充当可能基金	480,367,618	433,650,268	46,717,350
公債償還基金	345,894,065	305,115,160	40,778,905
運用基金	3,497,072	4,545,865	△1,048,793
特定目的基金	130,976,481	123,989,243	6,987,238
充当可能特定歳入	852,935,916	889,781,472	△36,845,556
都市計画税	581,476,515	602,606,149	△21,129,634
貸付金償還金	31,645,276	32,076,532	△431,256
住宅使用料等	237,697,181	252,461,609	△14,764,428
その他	2,116,944	2,637,182	△520,238
基準財政需要額算入見込額	1,376,205,555	1,353,453,699	22,751,856
計（充当可能財源等）	2,709,509,089	2,676,885,439	32,623,650

(将来負担額内訳)

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 21 年度	差引増△減
地方債の現在高	3,101,742,419	3,093,128,780	8,613,639
債務負担行為に基づく支出予定額	7,573,267	29,688,314	△22,115,047
公営企業債等繰入見込額	661,503,524	684,099,702	△22,596,178
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	243,073,723	249,998,249	△6,924,526
設立法人の負債額等負担見込額	80,410,213	80,424,808	△14,595
地方道路公社	17,765,905	20,661,151	△2,895,246
土地開発公社	0	0	0
第三セクター等	62,644,308	59,763,657	2,880,651
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合計(将来負担額)	4,094,303,146	4,137,339,853	△43,036,707

なお、将来負担額内訳の表中、第三セクター等の負債額等負担見込額の内訳は次表のとおりである。

(第三セクター等の負債額等負担見込額内訳)

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度		平成 21 年度		差引増△減
	損失補償付 債 務	% 算入率 (※ 1)	負債額等負担見込額		
第三セクター等					
株式会社湊町開発センター	5,650,333	100	5,650,333	5,896,000	△245,667
アジア太平洋トレードセンター株式会社	27,959,511	100	27,959,511	29,613,044	△1,653,533
大阪市街地開発株式会社	6,075,837	10	607,584	641,738	△34,154
クリスタ長堀株式会社	9,190,400	100	9,190,400	9,372,000	△181,600
財団法人大阪港埠頭公社	9,799,300	10	979,930	1,201,736	△221,806
計	58,675,381		44,387,758	46,724,518	△2,336,760
公的信用保証 (※ 2)					
大阪市信用保証協会			18,256,550	13,003,890	5,252,660
制度融資等 (※ 3)					
ベンチャー企業創出支援融資			—	35,249	皆減
都市再開発融資			0	0	0
合 計			62,644,308	59,763,657	2,880,651

※ 1 第三セクター等の算入率とは、平成 22 年度財務諸表（経常損益、資産超過、債務超過状況）及び外形事象（元利支払、追加支援、法的整理状況）の評価による債務区分に応じた損失補償付債務額の一般会計等負担見込額への算入割合である。

債務区分及び算入率については、「A評価：正常償還見込債務（10%以上）」「B評価：地方団体要関与債務（30%以上）」「C評価：地方団体要支援債務（50%以上）」「D評価：地方団体実質管理債務（70%以上）」「E評価：地方団体実質負担債務（90%以上）」とされている。

大阪市街地開発株式会社及び財団法人大阪港埠頭公社については、A評価とし 10%が算入されている。

株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社及びクリスタ長堀株式会社については、特定調停が成立していることから、外形事象においてすべてE評価であるが、本市においては全額が算入されている。

※ 2 公的信用保証とは、本市の制度融資において代位弁済によって受ける大阪市信用保証協会の損失の一部に対する補助の負担見込額である。

※ 3 制度融資等とは、本市の制度融資において金融機関等が受ける損失の一部を補償している債務の負担見込額である。

3 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{(資金不足比率)} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の
財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

公営企業会計において、資金不足額が発生しているのは、中央卸売市場事業会計であり、平成 20 年度において資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)を上回ったため、経営健全化計画を策定し、当該計画に基づき経営健全化を図っているところである。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

各公営企業会計の状況等は次のとおりである。

(各公営企業会計の状況)

(単位：千円)

項 目			平成 22 年度	平成 21 年度	差引増△減	
法 適 用 企 業	自動車運送事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	12, 543, 927	13, 096, 298	△552, 371	
		資金不足比率	—	—	—	
	高速鉄道事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	151, 406, 062	152, 872, 707	△1, 466, 645	
		資金不足比率	—	—	—	
	水道事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	64, 080, 283	64, 279, 678	△199, 395	
		資金不足比率	—	—	—	
	工業用水道事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	1, 684, 932	1, 710, 044	△25, 112	
		資金不足比率	—	—	—	
	市民病院事業会計	資金不足額	—	2, 413, 850	皆減	
		事業の規模	34, 576, 407	32, 948, 418	1, 627, 989	
		資金不足比率	—	7. 3%	皆減	
	中央卸売市場事業会計	資金不足額	9, 217, 763	11, 308, 958	△ 2, 091, 195	
		事業の規模	6, 279, 943	6, 322, 361	△ 42, 418	
		資金不足比率	146. 7%	178. 8%	△ 32. 1%	
	下水道事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	41, 765, 179	41, 864, 470	△99, 291	
		資金不足比率	—	—	—	
宅地 造成	港営事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	10, 165, 069	11, 822, 219	△1, 657, 150	
		資金不足比率	—	—	—	
法 非 適 用 企 業	食肉市場事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	834, 265	868, 457	△34, 192	
		資金不足比率	—	—	—	
	宅地 造成	市街地再開発事業会計	資金不足額	—	—	—
			事業の規模	1, 868, 419	1, 369, 064	499, 355
			資金不足比率	—	—	—

(注) 資金不足比率の算定においては、資金不足額を正の値として算定する。

(中央卸売市場事業会計

経営健全化計画における各年度ごとの資金不足比率の見通しと実績)

(単位：%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
見通し	—	189.8	164.4	137.5	116.2	92.8	68.7	32.0	—
実績	198.7	178.8	146.7						